

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		高額介護サービス費等の支給
根拠条例・規則名		さいたま市介護保険条例施行規則
条 項		第 2 2 条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話：048-829-1264)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	介護保険制度における要介護・要支援認定で要支援1・2又は要介護1～5のいずれかであり、以下の要件を満たすこと。 要介護者(要支援者)が1ヶ月に支払った利用者負担(居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスの費用)が、一定の上限額を超えたとき。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成18年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	月ごとに申請があったものを審査し、翌月に一括決定支給を行う。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		